

「介護保険と高齢者福祉利用の手引き」 広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八尾市広告掲載要綱（以下「市要綱」という。）に基づき、「介護保険と高齢者福祉利用の手引き」（以下「手引き」という。）に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定める。

(広告掲載の基準等)

第2条 手引きへの広告掲載の基準は、市要綱第4条及び第5条の規定及び八尾市広告掲載基準によるものとするほか、高齢者の心情などを配慮したものであること。（葬祭関係、墓石販売の広告等、担当課が望ましくないと判断したものは掲載しないものとする。）又、広告掲載後において、掲載基準外となることが明らかになった場合は次回から掲載しない。

(広告掲載業務)

第3条 市は、手引きへの広告募集及び前条の規定に基づく審査等について、円滑に広告掲載業務を推進するため、広告代理業を営む者（以下「広告取扱業者」という。）にその業務を委ねるものとする。

(広告の募集方法)

第4条 広告の募集については、広告取扱業者が募集する。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告取扱業者は、第3条の規定に基づく審査により広告掲載の適否を判断し、適切と認める場合は、当該広告についての原稿案を、市があらかじめ指定する方法により提出するものとする。

(広告の掲載決定等)

第6条 市は前条の規定による申込書の提出を受けたときは、速やかに内容の審査を行い、広告掲載の可否を決定する。

2 市は広告掲載の可否を決定したときは、その結果等について広告取扱業者に広告掲載決定通知書（様式第1号）により速やかに通知する。

(広告原稿の提出)

第7条 掲載決定の通知を受けた広告取扱業者は、市が指定する期日までに、別で定める方法により、広告原稿を提出しなければならない。

(広告の規格)

第8条 広告の規格は次のとおりとする。

- (1) 1号広告 縦 267mm×横 180mm (A4 一面フルカラー)
- (2) 2号広告 縦 130mm×横 180mm (A4 1/2面フルカラー)
- (3) 3号広告 縦 81mm×横 180mm (A4 1/3面フルカラー)

(広告取扱業者が徴収する広告料)

第9条 広告取扱業者が募集を行う広告に係る広告料は、広告取扱業者の裁量で決定することができる。

(広告掲載の取り消し)

第10条 市は、次の規定に該当する場合は、広告取扱業者と協議の上広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに、広告原稿の提出がないとき。
- (2) 広告掲載が手引きの発行に支障を及ぼすとき。
- (3) 広告掲載の内容が、本手引きに適さないと市が判断したとき。

2 前項の規定による広告掲載の取り消しにより生じた広告取扱業者の損害については、市は一切の責任を負わないものとする。

(広告取扱業者の責務)

第11条 広告取扱業者は、広告の内容等、掲載された広告に関するすべての事項について一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して被害を被った旨の賠償請求等がなされたときは、広告取扱業者の責任において解決することとする。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要領は令和2年6月15日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は令和5年12月7日から施行する。